

『住民提案型景観形成地域制度』

とは？

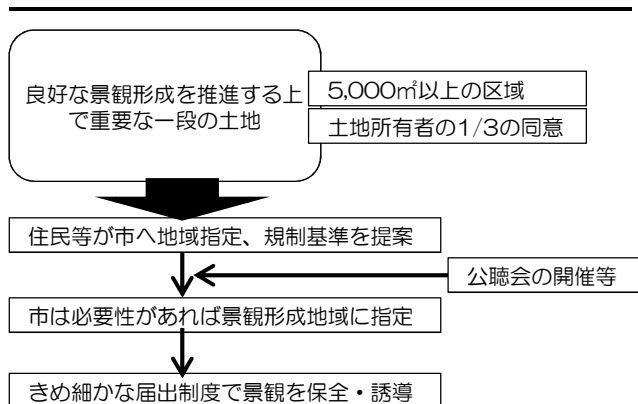
住民の提案で規制・誘導を強化します。

景観条例で定めた規制基準に上乗せして、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成地域の設定と行為制限等の基準を、住民等が簡便に提案することができます。

届出制度で景観を保全・誘導します。

住民からの提案を受けて『住民提案型景観形成地域』を指定し、きめ細かな届出制度によって行為をチェックして景観を保全・誘導します。

制度のイメージ



制度の内容

①住民等による住民提案型景観形成地域の提案

○良好な景観形成を推進する上で重要な一段の土地の区域について、住民等は市に対して住民提案型景観形成地域として区域設定と届出対象行為や行為制限に関する基準設定を提案することができます。

《条件》

- ・一団の土地の区域とは？：5,000㎡以上の面積の区域。
- ・提案できる住民とは？：土地所有者（土地の所有権又は借地権を有する者）、まちづくりNPO法人、一般社団法人、一般財団法人。
- ・提案に必要な同意：区域内の土地所有者等の1/3以上。

②提案に対する市の判断

○市は提案が行われたときは、公聴会の開催等を通じて住民等の意見を聴いた上で、景観計画の変更を行うかどうかを判断して決定します。

こうした場合に活用すると有効です！

『地域の良好な景観を守りたい！』

住民提案型景観形成地域に指定することで、地域に良好な景観を改変してしまう開発行為等から地域景観を守ることができます。

『地域の景観を守る活動を広くみんなに知ってもらいたい！』

住民提案型景観形成地域に指定されることで、地域で取り組んでいる景観保全の活動や地域の景観の素晴らしさを広く県民の方々に知ってもらうことができます。

『NPO等でも提案が可能です！』

土地所有者、借地権者に加え、まちづくりNPO法人や公益法人でも景観保全の活動や地域の景観の素晴らしさを広く県民の方々に知ってもらうことができます。

『景観法・景観条例に基づいた行政のチェックをお願いしたい！』

住民提案型景観形成地域制度は景観法及び景観条例に基づき、景観に影響を与える行為は届出を求め、その内容を県がチェックすることで景観を保全します。